

フォレストヒルズ ゴルフ&リゾート

IS会入会・利用会則

(名称)

第1条 本会はフォレストヒルズゴルフ&リゾートIS会(以下IS会という)と称する。

(目的)

第2条 本会は四国プラザ産業株式会社広島営業所の経営するゴルフ場の諸施設を利用し、健全なるゴルフを通じて入会者相互の健康と親睦を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局はフォレストヒルズゴルフ&リゾート(以下クラブという)内に置く。

(入会及び資格)

第4条 1)入会者は本会の目的に賛同し、会費を納入しなければならない。
2)個人会員(1名)に限る。
3)入会資格は入会手続き完了日から翌年の3月末日までとする。

(会費)

第5条 1)本会の会費は、33,000円(税込)とする。(毎年4月1日～翌年3月末日)
入会承認後、速やかに会費を前納するものとする。
2)新規途中入会の場合は入会初年度のみ月割計算とする。
3)継続入会者は次年度の会費を3月末日迄に前納しなければならない。

(予約及び施設利用権)

第6条 入会者の施設利用権は次のとおりとする。
1)入会者は、クラブが定める特定日、休場日等を除いた全日、利用できるものとする。
なお、施設利用料金は別に定める。
2)施設利用等権利の譲渡はできません。

(入会者の遵守義務)

第7条 入会者は次の各号の義務を負う。
1)同伴または紹介したビジターの行為、および諸支払いについて連帯して責任を負う。
2)クラブやIS会員の秩序を乱す行為、あるいは反社会的行為をしないこと。
3)エチケットマナーを守り、クラブ利用約款、その他諸規則を遵守すること。

(入会資格喪失)

第8条 入会者は次の場合、除名退会処分とする。何れの場合も前納された会費は返還しないものとする。
1)会員証の不正使用、並びにクラブ利用約款に反するなど、不適切な行為が判明した場合。
2)死亡・退会した場合。
3)入会申込に虚偽の申告をしたことが判明した場合。
4)暴力団等反社会的勢力の構成員等であることが判明した場合。

(施設利用引受の拒絶)

第9条 当クラブは次の場合にはご利用をお断りします。
1)満員でスタート時間に余裕がない場合。
2)公の秩序もしくは善良な風俗に反する服装または行為(暴力行為、威嚇行為等)をするか、する恐れがある場合。
3)暴力団等反社会的勢力関係者と認められた時または身体に入墨のある方。
4)天災その他やむを得ない事情が発生した場合。

(利用会則の改正)

第10条 1)利用会則の改正は、会社の取締役会において改正する。
2)本利用会則が改正された場合、改正以前に会員になった者についても改正会則が適用される。

(付則)

第11条 本会則は平成30年4月1日から適用する。

第12条 本会則に定めのない事項は、クラブ会則、運営会則、利用約款に準ずる。